

各 位

管更生工法による下水道工事の発注について（お知らせ）

平成 23 年 4 月 1 日
(令和 5 年 5 月 19 日改正)
四国中央市契約検査課

四国中央市が発注する下水道管更生工事において、「管更生工法による下水道工事の発注について（お知らせ）」（平成 23 年 4 月 1 日付け）の通り入札参加条件を定めていたところですが、令和 6 年度以降に発注する下水道管更生工事の入札参加条件について、下記のとおり改正することとします。

記

1. 入札参加条件

下水道管更生工事に参加する者に必要な資格は、次に掲げる条件を満たすものとします。

(1) 主任（監理）技術者に求める資格要件

主任（監理）技術者は、土木一式工事で求められる資格のほか、次のいずれかの資格を持つ技術者を配置すること。

- ① 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）
- ② 下水道管路管理専門技士【修繕・改築部門】（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
- ③ 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）
- ④ 前各号の資格を持たない場合は、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を得た工法のうち、発注予定工事に関連する工法について、各工法協会が実施する技術研修を修了した者

(2) その他

上記（1）に掲げる条件のほか、発注する工事により定める条件のすべてを満たしていること。

2. 今後予定している管更生工法に係る工事について

別紙「今後予定している管更生工法」のとおり

3. 本件に係るお問合せ先

四国中央市総務部契約検査課 契約係

TEL：0896-28-6008（直通）

FAX：0896-28-6173